

令和8年(2026年)度 学校経営方針

1、学校経営の基本方針

(1) 基本方針

日本国憲法、教育基本法、学校教育法をはじめとする教育諸法令、教育振興基本計画、学習指導要領等に示された国・府の理念と方針、枚方市の教育施策・方針(枚方市教育大綱、枚方市教育振興基本計画、枚方市教育委員会「学校園の管理運営の指針」)に則り、子どもの可能性を最大限に伸ばす学校教育の充実を図る。

[1] 学校教育目標

「自立・協働・創造」

- ・自立…自分で考えて選択や行動する力を育成する。
課題に自ら立ち向かう力を育成する。
- ・協働…他者を尊重し、他者を認め、他者から学ぶ力を育成する。
異なる多様な他者と協働して、課題解決する力を育成する。
- ・創造…課題解決や目的達成のために、柔軟かつ最適な解決方法を創り出す力を育成する。

[2] 学校教育テーマ

～子どもと職員の『今』も『未来』も幸せに～

子どもたちと教職員一人ひとりの『ウェルビーイング』をめざして

[3] めざす基本像

(1) めざす子ども像

- ・自ら考え、学び行動する子ども
- ・自分も友達も大切に、協力する子ども
- ・最後まで粘り強くがんばる子ども

(2) めざす学校像

- ・子どもが主役(主体)の学校
- ・一人ひとりの教育的ニーズを大切にする学校
- ・家庭や地域とともに育つ学校

(3) めざす教師像

- ・学び続ける教職員
- ・対話とチームワークを大切にする教職員
- ・変化を楽しみ、挑戦し続ける教職員

[3]重点目標

本校の教育目標の実現のため、「枚方市教育大綱」並びに「枚方市教育振興基本計画」及び「学校園の管理運営に関する指針」を踏まえ、次の重点目標を設定する。

(1) 確かな学力と自立を育む教育及び豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

- ①総合的な学習の時間を中心に、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、子どもたちがよりよく課題を解決し、自己の学びを深めていけるよう、活動内容の充実を図る。
- ②答えが一つではない実践的な課題に対して、主体的に解決策を提案し実現する課題解決型学習（PBL:Project Based Learning）により探究的な学びを充実させ、「実生活・実社会で生きて働く力」や「未来を切り拓く力」等を育成する。
- ③学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、子どもの主体的・対話的で深い学びの実現に、向けた授業改善を行う。
- ④単元指導計画等をもとに「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、問題発見・解決に挑む資質・能力を育成する。
- ⑤「そろえる教育」から一人ひとりの「良さを伸ばす教育」への転換を図り、学びのスタイル（誰と学ぶ、何を学ぶ、どのように学ぶ、どこで学ぶ）を子ども一人ひとりが自己選択・自己決定・自己調整できるよう留意する。

【取組み指標】

項目	R7肯定的回答(割合)
家で学校の授業の復習や予習をしている。	53.1%
授業では、学び方を自分でえらぶことがある。	64.7%
学習の中で問題を解決するために、いろいろな方法をみつけ、チャレンジすることができる。	74.1%
家庭での学習(宿題)は、学校の授業とつながっていると思う。	75.5%

(※学校教育自己診断・児童アンケート:R7より向上)

(2) 誰一人取り残さない個に応じた学びの最適化

- ・「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢でいじめの未然防止、早期解決・早期解決に努めるとともに、いじめを認知した場合には、組織的な対応につなげる。
- ・子どもの自己指導能力を育成するため、すべての子どもたちへの発達支持的生徒指導を推進する。
- ・「ともに学び、ともに育つ」教育を進めるとともに、支援が必要な子どもの自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える支援教育の充実を図る。

【取組み指標】

項目	R7 肯定的回答(割合)
困ったことや不安があるときに、先生や学校の大人に相談ができる。	56.5%
自分には、よいところがあると思う。	61.7%
自分は、人のやくにたつことができる。	69.3%
あなたのクラスは、自分も友だちも、大切にでき安心できる場所である。	70.3%
学校は、楽しい。	78.1%

(※学校教育自己診断・児童アンケート：R7 より向上)

(3) 学校における働き方改革の推進

- ・働き方改革につながる交流等を通じ、業務の在り方の適正化を図る。
- ・勤務時間を意識した働き方を進める。(教職員の勤務時間は、8時30分から17時)
- ・生き生きと勤務できるよう、教員同士の相互理解を高め心理的安全性のある職場づくりを推進する。

【取組み指標】

項目	R7 肯定的回答(割合)
働き方改革を進めることで、意欲的に働き、自分の能力を高めることができた。	45.0%

(※学校教育自己診断・児童アンケート：R7 より向上)

[4] 重点的具体事項

(1) 学校運営体制の確立

- ①責任を明確にした校務処理体制を確立し、校内組織の活性化を図る。
- ②企画運営委員会等を中心とした学校運営組織を確立し、その機能的運用により諸課題に取り組む。
- ③小中学校の円滑な接続、幼保こ・小の円滑な接続を図るとともに、義務教育9年間を見通した学力向上の取り組みを推進する。

(2) 学習指導の充実

- ①子ども主体の学習活動による「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実～教師主体の授業からの脱却、「教え」から「学び」への転換に向け、授業改善を図る。
- ②実社会・実生活の中から問いを見だし、子ども一人ひとりが探究のプロセス(①課題の設定→②情報の収集→③整理・分析→④まとめ・表現)をふまえた学習活動に取り組むことができるよう工夫する。
- ③各教科の授業において、子どもが1人1台端末・ICTを文房具として活用する授業改善を図る。
- ④変化の激しい社会においても、力強く生き抜くために必要な言語能力、情報活用能力、問題発見・課題解決能力等の育成に全ての教科等で取り組む。
- ⑤子どもが言語や文化に対する理解を深めながら、主体的にコミュニケーションをとろうとする意欲や態度を育み、英語を使って自分の考えを伝え合うことができるよう、4技能5領域をバランスよく育成する英語教育を推進する。

- ⑥スタートカリキュラムを見直し、入学当初に生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をして充実を図る。
- ⑦学習評価を行う際は、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、児童にどのような力が身についたかを的確にとらえるとともに、指導と評価の一体化を充実させる。

(3) 進路指導の充実

- ・子どもが、「学ぶこと、生きること」について、自ら目標を持ち、自ら考え、自己実現を図っていくとともに、将来社会人として自立し、より良い社会を創っていくことができる能力や態度を身に付けられるよう支援する。

(4) 道徳教育の充実

- ・道徳科の授業において、児童が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己の生き方について考えを深められるよう、指導の工夫に努める。

(5) 人権教育の推進

- ・人権尊重の精神に則った学校づくりを進め、すべての子どもたちの自立、自己実現、豊かな人間関係づくりを図る。

(6) 健康教育の推進

- ①学校教育活動全体を通して保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、食物アレルギー等による事故防止に努める。
- ②子どもの熱中症を予防するため、健康観察をはじめ、こまめな水分・塩分補給や、休息を促すなど、健康管理の徹底を図る。

(7) 特別活動・その他の教育活動の推進

- ・学級活動の指導においては、子どもがよりよく行動できるよう、道徳教育の重点目標等を踏まえ、指導内容の重点化、内容の関連や統合等の工夫を図り、指導する。

(8) 教職員のサービスの適正化

- ①勤務時間の内外に問わず、教職員の不祥事防止の徹底を図るため、教職員が不祥事予防について自ら考える機会を取り入れた校内研修等を実施する。特に、児童に対する性暴力等は決して許されることではないことから、教職員研修を実施し、未然防止に向けた取組を徹底する。
- ②教職員の不適切な言動が疑われる場合に、同僚間において声をかけ合ったり、管理職への報告が適切に行われる組織づくりを推進する。
- ③体罰、性的な言動(わいせつな言動、性的な内容の電話、性的な内容の手紙又は電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等)、また、痴漢、盗撮、窃盗、麻薬・覚醒剤の所持や使用等を含めた不祥事を発生させた教職員に対しては、厳しい処分が行われる旨を周知徹底する。

(9) 学校における働き方改革について

- ・学校現場の労働環境を整え、教職員の健康及び福祉の確保を図る。

(10) 教職員研修の充実

- ・すべての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、人権問題を正しく理解するとともに、豊かな人間性を身に付けられよう努める。またあらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を推進する。

(11) 支援教育の充実

- ・インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努める。

(12) 学校園・家庭・地域の連携について

- ・児童に必要な資質・能力とは何かを保護者や地域住民等と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組む。

(13) 安全の確保

- ・安全な学校環境を保持するため、常日頃から施設や設備等の異常がないかを確認するとともに、定期的に安全点検を実施し、事故の防止に努める。

(14) 生徒指導の充実について

- ・日頃から子どもの状況を把握し、子どもの些細な変化を組織として見逃さない体制を図る。

(15) 教育環境の活用について

- ・1人1台端末の活用にあたり、「いつでも・どこでも・つながる」セルラー通信の利点を十分に活用し、屋外(運動場や校庭等)や校外学習等で、子どもたちがクラウドを活用して他者参照や共同編集により、深い学びにつながる取組みを推進する。

(16) 学校図書館機能の充実

- ・学校図書館運営方針及び年間計画に則って、司書教諭を中心に、読書活動を推進し、学校全体で各教科等における学習や教科横断的・探究的な学習が充実するよう、学校図書館の効果的な活用に積極的に取り組む。

(17) 児童の放課後対策について

- ・児童の健全育成や安全確保の観点から、情報共有や学校施設の活用等、調整・協力体制の構築を図る。